

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第2回総会・第1回常任委員会合同会議

## 別冊資料



日時：令和6年5月28日（火）

場所：弘前市文化センター2階小ホール



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
第2回総会・第1回常任委員会合同会議別冊資料

- 資料 1：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過
- 資料 2：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合計画(年度別業務一覧)進捗状況
- 資料 3：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿
- 資料 4：総務企画専門委員会における審議決定事項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市企業協賛取扱要項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市ボランティア募集要項
- 資料 5：競技式典専門委員会における審議決定事項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技別リハーサル大会開催基準要項
- 資料 6：宿泊衛生専門委員会における審議決定事項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市医療救護要項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市食品衛生対策要項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市環境衛生対策要項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調達要項
- 資料 7：輸送交通専門委員会における審議決定事項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市輸送・交通業務実施要項  
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市警備・消防防災業務実施要項
- 資料 8：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則
- 資料 9：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会総会から常任委員会への委任事項
- 資料 10：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会規程
- 資料 11：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会名簿

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成27年 9月18日	青森県知事が青森県議会（平成27年9月定例会）の提出議案説明において、平成37年に開催される第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
10月 9日	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11月20日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成28年 1月13日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8月31日	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会
平成29年 4月19日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u>
5月24日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会
平成30年 1月15日	<u>第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回常任委員会において、第80回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレール射撃】</u>
7月10日	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会
8月30日	第80回国民体育大会青森県準備委員会が第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
令和 元年 5月28日 ～29日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
6月14日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃（50m/10m・AP、BP・BR）】及びデモンストラーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>

年 月 日	経 過 内 容
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月 1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレール射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月 6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和 2年 6月 1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議
令和 3年 2月 1日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会において、第80回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ビリヤード】</u>
7月 9日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会（書面決議）
令和 4年 3月23日	<u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u>
4月 1日	<u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u>
6月27日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u>

年 月 日	経 過 内 容
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会
8月23日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u>
12月21日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会において、ソフトボール（成年女子）の競技会場を、【弘前市運動公園野球場、弘前市運動公園多目的運動場】から【弘前市運動公園野球場、岩木山総合公園野球場】に変更</u>
令和 5年 2月14日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回常任委員会を開催</u>
4月 1日	<u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室から国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室へ名称変更</u>
4月25日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
7月 5日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回総務企画専門委員会を開催</u>
7月10日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回宿泊衛生専門委員会を開催</u>
7月11日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回競技式典専門委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第1回輸送交通専門委員会を開催</u>
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会の開催地を青森県に決定し、令和8年10月10日（土）～20日（火）の11日間とする会期の決定が承認され、同決定をもって第25回全国障害者スポーツ大会の青森県開催も決定
8月18日	<u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回常任委員会を開催</u> <u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会第2回総会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総会を開催</u>
9月20日	第25回全国障害者スポーツ大会の会期を令和8年10月23日（金）～26日（月）の4日間とする旨文部科学省およびパラスポーツ協会の承認を得て決定

年 月 日	経 過 内 容
1 2 月 8 日	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において青の煌めきあおもり国スポ競技会会期が決定
令和 6 年 2 月 5 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回総務企画            専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回宿泊衛生            専門委員会を開催</u>
2 月 1 3 日	<u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回競技式典            専門委員会を開催</u> <u>青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会第1回輸送交通            専門委員会を開催</u>
3 月 5 日	<u>令和5年度日本スポーツ協会第4回国スポ委員会において【青森県武道館】から【岩木山総合公園体育館】に会場変更</u>





青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況【資料2】

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）
市体制・主要行事		国スポ・障スポ 準備室設置  準備委員会設立	日本スポーツ協会・ 文部科学省総合観察  大会開催・会期決定  実行委員会へ移行		中央競技団体 最終観察  リハーサル大会開催	第80回国民スポーツ 大会開催  第25回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織		準備委員会 設立発起人会開催  準備委員会 設立総会・第1回総会  常任委員会開催	準備委員会第2回総 会・実行委員会第1 回総会開催  総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催  庁内推進本部設置	実行委員会 第2回総会開催  リハーサル大会 実施本部設置	実行委員会 第3回総会開催  実施本部設置	実行委員会 第4回総会開催
総務企画 ①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整		県実行委員会との 連絡調整			
	開催推進総合計画 策定・進捗管理			大会運営 ガイドライン策定	大会実施本部 運営マニュアル作成	
	リハーサル大会 開催経費検討		企業協賛取扱 要項策定	協賛の推進		
	開催経費検討			リハーサル大会 予算編成	リハーサル大会 予算執行・決算	
					開催経費 予算編成	開催経費 予算執行・決算
③広報			広報基本計画策定			
			広報啓発活動の推進	実行委員会ホーム ページ開設・運営		
			大会報告書編成 方針決定			大会報告書作成
④市民協働			市民協働 基本計画策定	市民協働の推進		
			ボランティア募集 要項策定	リハーサル大会ボラ ンティア業務計画策定  ボランティア募集	ボランティア 業務計画策定  ボランティア募集・ 研修会開催  リハーサル大会ボラ ンティア配置	ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし				観光・おもてなし 実施要領策定	ガイドブック・観光 ガイドマップ作成	ガイドブック・観光 ガイドマップ配布
				案内所 設置要項策定	リハーサル大会 案内所設置	案内所設置
			観光・おもてなし 基本計画策定	休憩所等 設置要項策定	リハーサル大会 休憩所等設置	休憩所等設置
				売店設置要項策定	リハーサル大会 売店設置	売店設置
				歓迎装飾 実施要項策定	リハーサル大会 歓迎装飾実施	歓迎装飾実施

第5回実行委員会総会（解散総会）  
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催  
大会決算書  
大会報告書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）進捗状況【資料2】

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	令和3年度（5年前） 三重県（中止）	令和4年度（4年前） 栃木県	令和5年度（3年前） 鹿児島県	令和6年度（2年前） 佐賀県	令和7年度（1年前） 滋賀県	令和8年度（開催年）	
競技式典専門委員会	①競技	競技用具 整備計画策定調査 競技役員等 編成（案）検討 競技会係員・補助員 編成（案）検討 リハサル大会 実施検討 デモスポ 開催競技選定【県】	競技運営 基本計画策定 リハサル大会開催 基準要項策定 情報通信 基本計画策定	競技別実施計画策定 競技用具整備 競技別リハサル大 会実施要項作成	競技別実施要項策定 競技会係員・補助員 編成決定・養成 デモスポ 実施要項策定 情報通信業務 実施要項策定	競技別 プログラム作成 競技役員等編成 決定・委嘱 競技会係員・補助員 の委嘱 デモスポ実施 臨時通信施設 架設設置	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催 第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書
	②式典		式典基本計画策定	式典実施要項作成		各競技会 開始式・表彰式実施	
	③施設		競技施設整備の実施	施設整備 基本計画策定	リハサル大会会場 設営仕様書作成	リハサル大会 会場設営 会場設営仕様書作成	
宿泊衛生専門委員会	①宿泊	仮配宿 シミュレーション	宿泊基本計画策定 弁当調達要項策定		宿泊要項作成 リハ大会 弁当調達実施	宿泊本部設置 配宿実施 弁当調達実施	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催 第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書
	②医事・衛生		医事・衛生 基本計画策定 医療救護要項策定 食品衛生 対策要項策定 環境衛生 対策要項策定	医療救護実施 マニュアル策定 リハサル大会救護 所設置計画策定 食品衛生対策実施 マニュアル策定 環境衛生対策実施 マニュアル策定	救護所設置計画策定 リハサル大会 救護所設置 廃棄物処理計画策定	救護所設置 医事衛生本部設置 廃棄物処理実施	
輸送交通専門委員会	①輸送・交通		輸送・交通 基本計画策定 輸送・交通 実施要項策定 計画輸送 シミュレーション 輸送計画調査 駐車場等調査	リハ大会 輸送計画作成	リハ大会 輸送計画実施 輸送計画作成	輸送本部設置	第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催 第5回実行委員会総会（解散総会） 大会決算書 大会報告書
	①警備・消防		警備・消防 基本計画策定 警備・消防業務 実施要項策定	リハサル大会 警備・消防計画策定	警備・消防計画策定 リハサル大会 警備・消防本部設置	警備・消防 本部設置	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会委員等名簿

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
1	会長	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏
2	副会長	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
3	副会長	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
4	副会長	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	島 浩之
5	副会長	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
6	副会長	市関係	弘前市	副市長	田中 泰宏
7	常任委員	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
8	常任委員	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
9	常任委員	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
10	常任委員	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	中村 雅彦
11	常任委員	競技団体	青森県空手道連盟	会長	木村 次郎
12	常任委員	競技団体	青森県クレ射撃協会	会長	相馬 正
13	常任委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	津島 節
14	常任委員	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齊藤 誠
15	常任委員	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	櫛引 宏一
16	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	部長	長内 弘光
17	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
18	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	三上 保
19	常任委員	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	三和 聖徳
20	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	田澤 昭次郎
21	常任委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
22	常任委員	スポーツ関係	弘前地区中学校体育連盟	会長	小笠原 恭史
23	常任委員	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	致遠小学校校長	工藤 隆幸
24	常任委員	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	木村 憲夫
25	常任委員	学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
26	常任委員	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	石田 睦子
27	常任委員	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
28	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
29	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
30	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
31	常任委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
32	常任委員	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
33	常任委員	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
34	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦
35	常任委員	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
36	常任委員	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	支部長	宇野 美和子
37	常任委員	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
38	常任委員	市関係	弘前市	健康こども部長	佐伯 尚幸
39	常任委員	市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲
40	監事	産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二
41	監事	市関係	弘前市 会計管理者	会計管理者	菅野 昌子
42	委員	競技団体	弘前体操連盟	会長	川村 敬
43	委員	競技団体	弘前市ソフトボール協会	会長	須郷 紘輔
44	委員	競技団体	弘前弓道会	会長	成田 王仁
45	委員	競技団体	弘前市空手協会	理事長	対馬 利光

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
46	委員	競技団体	一般社団法人弘前射撃協会	会長	上谷 眞一
47	委員	競技団体	青森県高等学校野球連盟弘前地区	会長	川浪 泰浩
48	委員	スポーツ関係	特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会	会長	薬師山 正人
49	委員	スポーツ関係	弘前市スポーツ少年団	本部長	小山内 修
50	委員	学校・教育関係	弘前市保育研究会	会長	藤田 俊彦
51	委員	学校・教育関係	弘前私立幼稚園連合会	会長	秋元 信行
52	委員	学校・教育関係	青森県高等学校PTA連合会中南地区協議会	会長	小林 智香子
53	委員	学校・教育関係	弘前市連合父母と教師の会	会長	棟方 悟
54	委員	学校・教育関係	東奥義塾中学校高等学校	校長	コルドウェル ジョン
55	委員	学校・教育関係	弘前学院聖愛中学高等学校	校長	長内 弘光
56	委員	学校・教育関係	柴田学園大学附属柴田学園高等学校	校長	荒城 英子
57	委員	学校・教育関係	弘前東高等学校	校長	虻川 昭吾
58	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第一養護学校	校長	佐藤 忠全
59	委員	学校・教育関係	青森県立弘前第二養護学校	校長	石戸谷 恒鋭
60	委員	学校・教育関係	弘前大学教育学部附属特別支援学校	校長	川口 晃世
61	委員	学校・教育関係	国立大学法人弘前大学	学長	福田 眞作
62	委員	学校・教育関係	弘前学院大学	学長	藁科 勝之
63	委員	学校・教育関係	弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部	学長	下田 肇
64	委員	学校・教育関係	柴田学園大学	学長	吉澤 結子
65	委員	学校・教育関係	柴田学園大学短期大学部	学長	島内 智秋
66	委員	産業・経済関係	一般社団法人弘前青年会議所	理事長	高野 光
67	委員	産業・経済関係	つがる弘前農業協同組合	代表理事組合長	天内 正博
68	委員	産業・経済関係	相馬村農業協同組合	代表理事組合長	大場 勉
69	委員	産業・経済関係	津軽みらい農業協同組合石川支店	基幹支店長	工藤 浩一
70	委員	産業・経済関係	弘前建設業協会	副協会長	松下 覚
71	委員	産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	理事長	高野 悟
72	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前料理飲食業組合	理事長	板垣 重敏
73	委員	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝
74	委員	観光・宿泊・衛生関係	弘前食品衛生協会	会長	菊地 浩
75	委員	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社弘前統括センター	所長	田口 義則
76	委員	輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	代表取締役社長	成田 敏
77	委員	輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
78	委員	医療・福祉関係	弘前大学医学部附属病院	病院長	袴田 健一
79	委員	医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	院長	大熊 洋揮
80	委員	医療・福祉関係	津軽保健生活協同組合健生病院	病院長	竹内 一仁
81	委員	医療・福祉関係	弘前地区心身障害児者父母の会連合会	副会長	大高 義昭
82	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	理事	松山 貴紀
83	委員	医療・福祉関係	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
84	委員	医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
85	委員	市民・各種団体	弘前市老人クラブ連合会	会長	八木橋 喜代治
86	委員	市民・各種団体	弘前地区防犯協会	会長	櫻田 宏
87	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	菊池 勲
88	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	川村 悟
89	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	安藤 晴美
90	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	齊藤 爾
91	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	谷川 政人
92	顧問	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	鶴賀谷 貴
93	顧問	市議会	弘前市議会	議長	尾崎 寿一

No	準備委員会役職	選出区分	所属機関・団体名	団体役職	氏名
94	顧問	市議会	弘前市議会	副議長	工藤 光志
95	参与	市関係	弘前市教育委員会	教育長職務代理者	日景 弥生
96	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	伊東 重豪
97	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	齋藤 由紀子
98	参与	市関係	弘前市教育委員会	委員	村谷 要
99	参与	国・県関係	東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	出張所長	木村 勇司
100	参与	国・県関係	陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前駐屯地司令	萱沼 文洋
101	参与	国・県関係	中南地域県民局	局長	雪森 正三
102	参与	国・県関係	弘前警察署	署長	成田 志生
103	参与	報道関係	株式会社東奥日報社弘前支社	執行役員支社長	木村 宏
104	参与	報道関係	株式会社陸奥新報社	代表取締役	三上 知見
105	参与	報道関係	株式会社朝日新聞青森総局	総局長	伊藤 唯行
106	参与	報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	足立 旬子
107	参与	報道関係	株式会社読売新聞東京本社弘前支局	支局長	安永 真人
108	参与	報道関係	日本放送協会青森放送局弘前支局	支局長	中村 円香
109	参与	報道関係	青森放送株式会社弘前支社	支社長	永井 康之
110	参与	報道関係	株式会社青森テレビ	弘前支社支社長	成田 克彦
111	参与	報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	増田 周治
112	参与	報道関係	アップルウェブ株式会社	代表取締役社長	一戸 勝美
113	参与	報道関係	株式会社津軽新報社	代表取締役	北山 正之
114	参与	報道関係	株式会社河北新報社青森総局	総局長	古関 良行
115	参与	報道関係	株式会社デーリー東北新聞社	青森支社長	荒津内 寿
116	参与	報道関係	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	滝沢 英人
117	参与	報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	檜森 史朗
118	参与	報道関係	株式会社時事通信社青森支局	支局長	落水 浩樹

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市企業協賛取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における企業協賛の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の内容

協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に必要な用具等（以下「協賛物品等」）の受け入れによるものとする。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は原則として協賛者が負担する。

### 4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの。
- (6) その他、市実行委員会が適当でないと認めるもの。

### 5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが出来ない場合は、この限りではない。

### 6 協賛への謝意

協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。

また、必要に応じて、市実行委員会ホームページ等はその旨を掲載することができる。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会  
が定める留意事項を確認のうえ実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は、事務局長が別に定  
めるものとする。

(様式第1号)

## 協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 様

(申込者)

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の  
開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

## 記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

(担当者)

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_



(様式第2号)

## 協賛受領書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長

弘前市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

## 記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総 額 (相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日		
そ の 他		

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市ボランティア募集要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市市民協働基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に携わるボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）

### 3 活動内容

大会に携わるボランティアの主な活動内容については、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付案内	競技会場等での受付及び資料配布の補助 競技会場等での案内及び大会情報提供の補助 来場者誘導の補助
おもてなし	ドリンクサービスの補助 休憩所やふるまいコーナーに関することの補助
弁当	弁当配布及び空き箱回収の補助
環境美化	競技会場内外の美化及び清掃活動
その他	上記のほか大会準備、大会運営に関する活動の補助

### 4 募集期間

募集期間は募集を開始した時から、令和8年5月までとするが、必要に応じて適宜変更ができるものとする。

### 5 募集目標人数

募集目標人数については500人を目指すものとする。

### 6 応募要件

- (1) 弘前市内に在住、通勤、通学している個人及び弘前市に活動拠点を有する企業団体とする。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 令和8年4月1日時点で15歳に達していること。なお、応募時点で18歳未満の方の申し込みは保護者の同意を必要とする。

## 7 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックスにより申し込むか、市実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込む。

ただし、18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、所定の申込書を持参又は郵送する方法に限る。

## 8 登録・変更及び抹消

- (1) 市実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 市実行委員会は、本人又は当該企業・団体の代表者から申し出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 市実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
  - ア 本人又は当該企業・団体から申し出があった場合
  - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
  - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

## 9 活動期間

ボランティアの登録開始日から大会終了日までとする。

## 10 活動内容の決定

ボランティアの活動内容、活動日時については、市実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 11 研修等

市実行委員会はボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

## 12 報酬及び交通費等

- (1) 研修やボランティア活動に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) ボランティアの昼食については、必要に応じて市実行委員会が支給する。
- (3) ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾を必要に応じて市実行委員会が支給する。

## 13 保険

ボランティア活動や研修等にあたり、必要に応じて市実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、市実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等の規定に基づき、適正に管理、保護する。
- (2) 申し込み時に青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。
- (2) 青の煌めきあおもり障スポにおけるボランティア募集は県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市競技別リハーサル大会開催基準要項

### 1 目的

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）の開催に備え、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市競技運営基本計画に基づき、競技会運営能力の向上と市民の大会や競技に対する関心を高め、理解を深めるとともに、大会開催の気運醸成を図るため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、競技団体及び関係機関等と協力して、競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）を開催する。

### 2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

### 3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として大会に準じて実施するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らし、質の高い効率的な運営に努める。

### 4 内容

#### (1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、弘前市実施本部を設置する。

#### (2) 競技運営等

##### ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）との緊密な連携のもとに、合理的、効率的に行う。

##### イ 競技役員等の編成

原則として大会に準じて行うが、必要な人員確保及びリハーサル大会の規模に応じた編成とする。

##### ウ 競技記録の収集及び速報

競技団体は、市実行委員会と連携し、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

#### (3) 競技会場等

リハーサル大会で使用する競技会場等は、大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り大会と同じ条件により行う。

また、リハーサル大会に必要な仮設施設は、競技団体及び施設管理者と協議のうえ設置する。

(4) 物品

リハーサル大会運営に必要な物品は、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とし、物品を新たに購入する場合は、大会での使用を考慮し、必要最小限とする。

(5) 式典

競技別開閉会式及び表彰式は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(6) 広報・市民協働

リハーサル大会開催により、大会開催に向け市民の理解と気運醸成を図るため、各種広報活動及び市民協働に努める。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会参加者及び一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて各競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所を設置する。

また、関係機関等の協力を得て、必要に応じて各競技会場に売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送・交通については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性及び競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災及びその他の災害・事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

## 5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

(2) 青の煌めきあおもり障スポリハーサル大会の開催については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市医療救護要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士等及び競技会係員を配置する。

#### (3) 救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

#### (4) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて、医療器具、AED（自動体外式除細動器）等を配備する。

### 4 救護所における医療救護

(1) 救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

(2) 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救

護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

## 5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員等を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

## 6 市実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

市実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

## 7 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底  
傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。
- (2) 搬送情報の把握  
傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

## 8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

## 9 医療費の負担

- (1) 競技会場及び練習会場での応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者は、健康保険証を提示して受診した場合は、医療費の本人負担分を、提示しないで受診した場合は、医療費の全額を医療機関へ支払う。

## 10 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者や宿舍、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

## 11 事後処理



救護所等の医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、所定の事項を記載した書類を、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

## 12 県実行委員会等への報告

- (1) 市実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、県実行委員会に報告することとする。
- (2) 市実行委員会は、全競技終了後、取扱傷病者一覧表を県実行委員会に提出する。

## 13 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護においても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける医療救護については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の焔めきあおもり国スポ・障スポ弘前市食品衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、青の焔めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の焔めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は、青の焔めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

### 3 食品衛生対策

#### (1) 食品衛生に対する意識の向上

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者及び市民並びに大会参加者等へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (2) 関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

#### (3) 土産食品の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

#### (4) 会場等における食品販売店対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

#### (5) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じ事故の拡大防止に努めるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

### 4 講習会等への参加

大会の食品を取扱う責任者等に対し、管轄保健所等が開催する食品衛生講習会

等へ積極的に参加するよう依頼する。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける食品衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市環境衛生対策要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市医事・衛生基本計画に基づき、大会における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

#### (2) 会場等の環境美化

関係機関等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

#### (3) 生活環境の美化

関係機関等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

#### (4) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

関係機関等と連携し、会場等におけるリユース可能な資器材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

#### (5) 宿舎の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導を行う。

#### (6) 飲料水の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等と連携し、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を行う。

#### (7) 受動喫煙防止対策

##### ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

##### イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける環境衛生対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調達要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市宿泊基本計画に基づき、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て大会参加者の弁当調達業務を実施する。

### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、市実行委員会があらかじめ必要数を把握し、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

### 4 対象及び調達期間

- (1) 選手・監督、競技会係員、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、原則として、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

### 5 弁当調製施設の選定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、県実行委員会が定める弁当調製施設選定基準に準じて市実行委員会が定める選定基準に則り、選定する。
- (2) 市実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を選定するときは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設選定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 市実行委員会は、選定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
  - ア 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
  - イ 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
  - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
  - エ その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。

## 6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

## 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける弁当調達業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

(様式第1号)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市弁当調製施設選定書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会 会長 櫻田 宏

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり選定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	



## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市輸送・交通業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市輸送・交通基本計画に基づき、大会における輸送・交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て輸送・交通業務を実施する。

### 3 輸送・交通業務の一般的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 弘前市で開催される競技会に参加する大会参加者

(ア) 選手・監督

(イ) 競技役員、競技補助員

(ウ) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員

(エ) 報道関係者、視察員

(オ) 上記のほか、実行委員会が必要と認めた者

イ 一般観覧者

#### (2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

#### (3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。

イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

### 4 輸送・交通業務の内容

#### (1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の作成

競技団体及び関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて競技団体及び関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、競技団体及び関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって弘前市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要が生じた場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が弘前市と弘前市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

コ 学校観戦の輸送

市実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合には必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

## イ 臨時電車の運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時電車の運行を要請するとともに、必要な措置を講じる。

## ウ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

## エ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

## (3) 交通業務の内容

## ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

## イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

## ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

## エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

## オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

## カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

## キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

## ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

## ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保

全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

## 5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにおける輸送・交通業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市警備・消防防災業務実施要項

### 1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「大会」という。）弘前市警備・消防基本計画に基づき、大会における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、警察・消防及び関係機関等の協力を得て警備・消防防災業務を実施する。

### 3 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、市実行委員会が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

### 4 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設並びに市実行委員会が必要と認める場所とする。

### 5 実施体制

#### (1) 大会開催前

市実行委員会は、警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

#### (2) 大会開催期間中

ア 大会運営の従事を担う青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実施本部内に警備・消防防災を担当する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて、大会関連施設に警備消防係を設置する。

### 6 警備業務

#### (1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

#### (2) 実施内容

##### ア 大会開催前

- (㉠) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (㉡) 実地踏査の実施に関すること。
- (㉢) 通信体制の確立に関すること。
- (㉣) 警備員等の確保に関すること。

- (オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (カ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
  - (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (コ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (ク) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、弘前市において危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

## 7 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 弘前市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- (ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- (カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会開催期間中

- (ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 大会関連施設における救急救助に関する事。
- (ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、弘前市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

## 8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 青の煌めきあおもり障スポにおける警備・消防防災業務については、県実行委員会が主体となって実施する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な実行を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る実行に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 弘前市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)



第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、

又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
- 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和4年8月23日から施行する。

2 実行委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
総会から常任委員会への委任事項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ  
弘前市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会則（令和4年8月23日施行）第13条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任等)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
総務企画専門委員会名簿

【委員 14名】

◎委員長  
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	企画部長	外川 吉彦

委員 12名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	事務局長	安田 昭弘
学校・教育関係	弘前地区小学校長会	城東小学校長	沢田 明伸
学校・教育関係	弘前市中学校長会	弘前地区中学校体育連盟会長	小笠原 恭史
産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	事務局長	櫻庭 淳
市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲
市関係	弘前市	観光部長	神 雅昭
市関係	弘前市	市民生活部長	岩崎 隆
市関係	弘前市	岩木総合支所長	野呂 智子
市関係	弘前市	教育部長	成田 正彦

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
競技式典専門委員会名簿

【委員 10名】

◎委員長  
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	専務理事	猪股 豊

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市教育委員会	教育部長	成田 正彦

委員 8名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
競技団体	青森県体操協会	副会長	川村 敬
競技団体	青森県ソフトボール協会	副理事長	笹 浩一郎
競技団体	青森県弓道連盟	理事	高屋 憲幸
競技団体	青森県ライフル射撃協会	事務局	谷口 友明
競技団体	青森県空手道連盟	理事長	中畑 桂
競技団体	青森県クレ射撃協会	常務理事	相馬 学
競技団体	青森県高等学校野球連盟	事務局次長	青山 和史
学校・教育関係	青森県高等学校長協会中南地区	尾上総合高等学校校長	杉森 晋



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
宿泊衛生専門委員会名簿

【委員 9名】

◎委員長  
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	専務理事	白戸 孝之

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	観光部長	神 雅昭

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	事務局長	小山 伸吉
観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	木村 知紀
医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦
医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	地域医療保健 担当理事	松山 貴紀
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会中弘南黒支部	中弘南黒支部長	宇野 美和子
国・県関係	中南地域県民局	地域健康福祉部保健総室次長	高橋 忠仁

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市実行委員会  
輸送交通専門委員会名簿

【委員 9名】

◎委員長  
○副委員長

委員長 1名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
市関係	弘前市	都市整備部長	小山内 孝紀

副委員長 1名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	事務局長	玉川 光幸

委員 7名

選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
輸送・交通関係	弘南バス株式会社	観光部長	加福 憲三
産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	専務理事	田村 元盛
輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社弘前統括センター	所長	田口 義則
輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	業務部長	中田 正志
輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
国・県関係	弘前警察署	警備課長	木村 直幹